

平成29年度 土木部総合評価方式【工事】実施方針

茨城県土木部

公共工事の発注において、企業の実績や技術力など価格以外の要素を含めて落札者を決定する「総合評価方式」については、平成17年度から順次試行の実施拡大を進め、平成28年度には327件の工事を総合評価方式で実施したところである。

平成29年度は、改正品確法の基本理念を踏まえて、下記の基本方針に基づき、総合評価方式を実施する。

■基本方針

1. 実施方針

- 平成29年度の土木部の総合評価方式は、下記により実施する。

記

- 建築関連工事を除き、平成29年7月15日以降に起工する一般競争入札案件全体の概ね5割の実施率を目標に実施する。
- なお、上記にかかわらず、1億円以上の工事は、原則、総合評価方式による発注とする。
- 1億円未満の工事は、一般競争入札案件の中から総合評価方式による対象工事を選定して実施する。

2. 主な改正点

- 評価項目「災害時地域貢献の実績」において、工事箇所の存する市町村における夜間・休日※の実績を評価基準に追加する。（県内業者のみを入札参加者とする場合）
（※夜間：17時～8時の時間帯、休日：土日・祭日・12月29日～1月3日）
また、評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去7ヶ年度における実績とする。
- 3千万円以上の出先機関発注工事（県内業者のみを入札参加者とする場合）において、評価項目「地域内拠点の有無」の評価基準を見直した〔地域内拠点重視型〕を追加する。

3. 災害時の基礎的事業継続力（BCP）導入強化

- 次回（平成30年度）ガイドライン改正時に評価項目「災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定」の追加を検討する。

4. 市町村への支援

- 総合評価方式導入市町村の拡大と実施市町村における試行定着を図るため、引き続き、制度説明、実務研修会等の開催、県で委嘱する学識経験者の市町村共同活用等の市町村支援を実施する。